

三浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

本市の各種審議会等の円滑な組織・運営を継続するため、他自治体の状況を勘案の上、高度な知識、識見等を期待する大学教授等の報酬額について見直しを行うもの

2 改正の内容

条例中の別表第1に定める非常勤の職員のうち、報酬が日額で定められるものであって、大学の教授、准教授その他これらに類する職又は医師、歯科医師若しくは弁護士等の職にあるもので、当該職にある者としての高度な知識、識見等が発揮されることを期待されて当該非常勤の職員となった者については、規則で定めるところにより、日額5,000円を超えない範囲内において報酬額を加算することができる旨の規定のほか、市外に居住する者に対し必要に応じ通勤に要する実費を支給できる旨の規定を整備するもの

3 施行期日

令和7年4月1日